

○総務省令第八十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の二十四第二項及び第三項、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十三第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣 新藤 義孝

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の見出し中「人体頭部」を「人体」に改め、同条第二項中「前項の人体頭部における」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除

して得た値をいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（以下この項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット（四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット）以下

とするものでなければならぬ。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一 対象無線設備から発射される電波の平均電力（複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、

当該機能により発射される複数の電波の平均電力の和に相当する電力）が二〇ミリワット以下の無線設備

二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

第四十九条の十八第一号中「（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「（対地静止衛星以外の人工衛星をいう。以下同じ。）」を削る。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行ったも

の」を「特定無線設備」に改め、同項各号を次のように改める。

一 適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行った特定無線設備

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第六条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第十七条第三項中「第六条第三項各号」を「次の各号」に、「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」に「特定無線設備」を「特定無線設備」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適合表示無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に「特定無線設備」を「特定無線設備」に改め、同項に次の各号を加える。

二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備

が収められているもの

第十七条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第二十五条第三項中「工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行うつたもの」を「特定無線設備」に改め、同項各号を次のように改める。

一 適合表示無線設備（法第三十八条の三十五の規定により表示が付されているものを除く。以下この

項及び第三十三条第三項各号において同じ。）の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行ったもの

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第二十五条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第三十三条第三項中「第六条第三項各号」を「次の各号」に、「工事設計（当該工事設計に合致するこ

との確認の方法を含む。) に関し変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備」を「特定無線設備」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適合表示無線設備の工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。) に関し変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備

二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

第三十三条第四項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

第三十九条第十二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

一 第 条 二 第

	○	○	○	○	備設線無の号十第項
--	---	---	---	---	-----------

	○	○	○	○	備設線無の号十第項
--	---	---	---	---	-----------

	○	○	○	○	備設線無の三十の号一十第項
--	---	---	---	---	---------------

	○	○	○	○	備設線無の三十の号一十第項
--	---	---	---	---	---------------

	○	○	○	○	備設線無の号九十四第項
--	---	---	---	---	-------------

	注 17 ○							
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--

	注 17 ○							注 15 ○
--	-----------	--	--	--	--	--	--	-----------

注 16 ○	注 17 ○							
-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--

注 16 ○	注 17 ○							注 15 ○
-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	-----------

注 21 ○	注 17 ○							
-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--

別表第一号一(3)アの表中

							○	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

を

							○	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

に、

							○	注 18 ○
--	--	--	--	--	--	--	---	-----------

を

							○	注 18 ○
--	--	--	--	--	--	--	---	-----------

に、

							○	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

を

無の号九十四第項一第条二第

無の号三十五第項一第条二第

無の号三十五第項一第条二第

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

			注 15 ○	○	○	○	○	○	備設線
--	--	--	-----------	---	---	---	---	---	-----

				○	○	○	○	○	備設線
--	--	--	--	---	---	---	---	---	-----

			注 15 ○	○	○	○	○	○	備設線
--	--	--	-----------	---	---	---	---	---	-----

	○		注 21 ○	注 17 ○				
--	---	--	-----------	-----------	--	--	--	--

に、

	○		注 21 ○	注 17 ○				
--	---	--	-----------	-----------	--	--	--	--

を

	○		注 21 ○	注 17 ○				
--	---	--	-----------	-----------	--	--	--	--

に改め、同表注15を次のように改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--

15 設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。

別表第二号第一中「6 添付図面」を「6 添付図面等」に改め、同表第一注10を次のように改める。

10 5の欄は、次によること。

(1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。

(2) 1の欄から4の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

別表第二号第一注11(4)中「人体頭部」を「設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部」に改め、同注11中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、

送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

別表第二号第五中「10 添付図面」や「10 添付図面等」に改め、同表第五注15を次のように改める。

15 9の欄は、次によること。

- (1) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。
- (2) 1の欄から8の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

別表第二号第五注19③中「人体頭部」や「設備規則第14条の2第2項に規定する人体頭部」に改め、同

注16中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 設備規則第14条の2第1項に規定する人体における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

技術基準適合証明をした年月日	設備規則第14条の2第1項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨	技術基準適合証明をした年月日
----------------	---------------------------------------	----------------

様式第五号1の表中

に改め、同様式2の表中



工事設計認 証をした年 月日		
----------------------	--	--

設備規則第14条の 2第1項の規定が 適用される無線設 備である場合には 、その旨	工事設計認 証をした年 月日	
---	----------------------	--

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している携帯無線通信を行う陸

上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けている携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGPS型に限る。）に使用するための無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

4 この省令の施行の際現に行われている携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局又はインマルサット携帯移動地球局（イン

マルサットGPS型に限る。)に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。この場合において、登録証明機関は、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する技術基準適合証明等を行った旨を総務大臣に報告しなければならない。

5 前二項の適用を受けた工事設計認証に係る認証工事設計についての新たな工事設計認証をしたことにより証明規則様式第七号注五(2)後段の規定に基づき新たな表示が付されたものとみなされた特定無線設備については、この省令による改正後の設備規則第十四条の二第一項の規定は、適用しない。当該新たな工事設計認証をした日以後に当該特定無線設備に係る認証工事設計についての新たな工事設計認証をしたことにより証明規則様式第七号注五(2)後段の規定に基づき新たな表示が付されたものとみなされた特定無線設備についても、同様とする。

6 この省令の施行の際現に届け出ている携帯無線通信を行う陸上移動局又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備に係る法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。